

県道四国カルスト公園縦断線渋滞対策検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 天狗高原から大野ヶ原に至る県道四国カルスト公園縦断線は、高知・愛媛両県の自然公園に指定されたカルスト台地を縦走しており、道路沿いには、壮大な草原の中に放牧牛や石灰岩が点在するなどの風景が広がっているため、県内外から多くの観光客が訪れている。

しかしながら、当該道路は道幅が狭く、車両同士のすれ違いが困難な箇所が複数あるため、観光シーズンには、交通渋滞が頻発し、地域観光に支障を来すとともに道路利用者の安全性が危惧されている。

一方で、希少な自然環境を有するカルスト台地には、多くの希少動植物が生息しているため、高原の自然環境を保護することも重要な視点である。

このようなことから、渋滞対策として自然環境に配慮した道路計画を検討するため、県道四国カルスト公園縦断線渋滞対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 渋滞の対策に関する事
- (2) 希少動植物の保護に関する事
- (3) 自然環境に配慮した道路計画に関する事
- (4) その他、前条の目的を達するために必要な事項に関する事

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者の中から須崎土木事務所長が別紙のとおり選任する。

- (1) 学識経験（土木）を有する者
- (2) 学識経験（動植物）を有する者
- (3) 地域の環境保全に携わる者
- (4) 地域の振興に携わる者
- (5) その他、須崎土木事務所長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は第3条の委員の中から須崎土木事務所長が選任する。
- 3 副委員長は第3条第2号の委員の中から須崎土木事務所長が選任する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が出席できないときはその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会で知り得た内容について、委員会の許可なく第三者に漏らしてはならない。また、委員の職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、高知県須崎土木事務所が務める。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後、最初に開かれる委員会は、須崎土木事務所長が招集する。

県道四国カルスト公園縦断線渋滞対策検討委員会 委員名簿

分類	氏名	所属
学識経験（土木）を有する者 （1名）	◎ なす せいご 那須 清吾	高知県公立大学法人高知工科大学 経済・マネジメント学群 教授
学識経験（動植物）を有する 者（4名）	○ いしかわ しんご 石川 慎吾	高知大学名誉教授（植物） 希少植物等保全対策検討委員会 委員長
	まえだ あやこ 前田 綾子	公益財団法人高知県牧野記念財団主任研究員 （植物） 希少植物等保全対策検討委員会 委員
	やちもり しゅうじ 谷地森 秀二	横倉山自然の森博物館学芸員（動物）
	まなべ やすひこ 真鍋 泰彦	高知昆虫研究会会長（昆虫）
地域の環境保全に携わる者 （1名）	くまだ みつお 熊田 光男	天狗高原観光の発展を願う津野町民有志の会 代表
地域の振興に携わる者（3名）	ぼ ぼ まこと 馬場 誠	一般財団法人天狗荘（カルストテラス館長） 希少植物等保全対策検討委員会 委員
	にしむら しんいち 西村 新一	梶原町 副町長
	おかざき みつあき 岡崎 光明	津野町 副町長

◎：委員長

○：副委員長